

寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第28号

寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
の一部を改正する規則

寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成19年
寒川町規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

条例第2号の規定に 該当する契約	機械警備業務その他これらに類する業務委託契約	3年以内
---------------------	------------------------	------

」を

「

条例第2号の規定に 該当する契約	ソフトウェアの使用許諾及び保守業務並びにクラウドサービスの利用及び保守業務に係る契約	5年以内
	機械警備業務その他これらに類する業務委託契約	3年以内

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。